

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 ヒロセ電機株式会社

【英訳名】 HIROSE ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 和徳

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎五丁目5番23号

【電話番号】 03-3491-5300 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 人事総務部総務課長 石崎 隆永

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市都筑区中川中央二丁目6番3号

【電話番号】 045(620)3491 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 人事総務部総務課長 石崎 隆永

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、以下のとおり、平成30年6月27日、当社の株主総会において決議事項が決議されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当：1株につき金240円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、石井和徳、中村充男、近藤真、飯塚和幸、岡野広明、桐谷幸雄、李相燁、堀田健介および元永徹司の9氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、千葉良一および三浦健太郎の両氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 議決権の数 | | | 可決されるための要件 | 結果 |
|--------------------|---------------------|-------------------|----------------|------------|----|
| | 賛成数(個) (割合) | 反対数(個) (割合) | 棄権数(個) (割合) | | |
| 第1号議案 剰余金の配当の件 | 311,071 (97.24%) | 8,409 (2.63%) | 423 (0.13%) | (注2) | 可決 |
| 第2号議案 取締役9名選任の件 | (注2) | | | | |
| 石井 和徳 | 294,330 (92.01%) | 24,690 (7.72%) | 869 (0.27%) | | 可決 |
| 中村 充男 | 300,986 (94.09%) | 18,485 (5.78%) | 423 (0.13%) | | 可決 |
| 近藤 真 | 305,519 (95.50%) | 13,962 (4.37%) | 423 (0.13%) | | 可決 |
| 飯塚 和幸 | 305,519 (95.50%) | 13,962 (4.37%) | 423 (0.13%) | | 可決 |
| 岡野 広明 | 305,470 (95.49%) | 14,011 (4.38%) | 423 (0.13%) | | 可決 |
| 桐谷 幸雄 | 305,463 (95.49%) | 14,018 (4.38%) | 423 (0.13%) | | 可決 |
| 李 相燁 | 304,631 (95.23%) | 14,850 (4.64%) | 423 (0.13%) | | 可決 |
| 堀田 健介 | 304,204 (95.10%) | 15,269 (4.77%) | 423 (0.13%) | | 可決 |
| 元永 徹司 | 308,481 (96.43%) | 11,001 (3.44%) | 423 (0.13%) | | 可決 |

| 第3号議案 監査役2名選任の件 | | (注2) | | | |
|--------------------|---------------------|----------------|----------------|--|----|
| 千葉 良一 | 318,525 (99.57%) | 958 (0.30%) | 423 (0.13%) | | 可決 |
| 三浦 健太郎 | 319,464 (99.86%) | 20 (0.01%) | 423 (0.13%) | | 可決 |

(注1) 議決権の数の割合は、議決権行使書による事前の議決権行使の個数の合計と当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認できた株主の議決権の個数の合計を分母とし、それぞれの賛否の議決権の個数の合計を分子として、割合を示したものであります。

(注2) 可決されるための要件は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 可決されるための要件は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) (3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権の事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認できた分の集計により、全ての議案につき可決要件を満たしましたので、会社法上適法に決議が成立したものとし、賛否の確認のできなかった本株主総会当日出席により行使された議決権は集計しませんでした。

(5) 議決権の状況

- ・ 議決権を有する株主：3,150名
- ・ 総株主の議決権の数：347,860個